平成２３年（フ）第２９６号
北海道旭川市永山３条９丁目１番42号アートハイム102号
債務者　岩田谷直人
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８１号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字蓮池94番地
債務者　今井　重治
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３６５号
函館市港町３丁目10番10号
債務者　中冨　和子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６８号
函館市梁川町21番９号
債務者　渡辺　二郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
函館市鍛治２丁目30番12号
債務者　木村　睦美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７０号
函館市港町２丁目12番12号
債務者　島津　久恵
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
山形県米沢市福田町１丁目２番28号
債務者　松浦　光則
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第９５号
山形県長井市屋城町７番43―２号　ビラ・シャルマンＢ201号、前住所埼玉県新座市馬場２丁目１番30号　レーベン・ハイム203号室
債務者　鈴木　秋子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４２号
群馬県太田市東長岡町1566番地３　エトワールマンション102号
債務者　山田　信義
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８９号
群馬県太田市龍舞町5441番地　ＳＫＦマンション103号
債務者　ルシアノ　ニルソン
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９０号
群馬県太田市龍舞町5441番地　ＳＫＦマンション103号
債務者　ルシアノ　パトリシア　ペレイラ　アルベス
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１０６号
さいたま市大宮区上小町1095番地　ドミノ大宮303
債務者　寺崎　博之
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０７号
埼玉県上尾市仲町２丁目７番11号グリュ・トルチュＮⅡ101
債務者　丹波　信政
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目６番地２　ファミール蔵波Ｂ202号
債務者　税所小百合（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県富津市西川1015番地の３
債務者　白井　直秋
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１０５号
千葉県木更津市祇園３丁目29番16号
債務者　水分須巳恵
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部